議案第39号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成21年5月19日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第3 1条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を 「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同項第15号中「第31条 の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第 62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に 改め、同項中第71号を第75号とし、第25号から第70号までを4 号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の4号を加える。

長期優良住宅 長期優良住宅建 ア 長期優良住宅の普及の促の普及の促進に 築等計画の認定 進に関する法律第6条第1 関する法律(平 申請手数料 項各号に掲げる基準に適合

成20年法律第 87号)第5条 第1項から第3 項までの規定に 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、同様の公司を表する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に

よる認定の申請 に対する審査

規定する登録住宅性能評価 機関による審査を受けた住 宅

- (ア) 一戸建ての住宅 6, 0 0 0 円
- (4) 共同住宅等 申請1件 につき13,000円を 当該共同住宅等において 申請をしようとする住戸 の合計数で除して得た額 (その額に100円未満 の端数があるときは、こ れを切り捨てた額)
- イ アに規定する審査を受け ていない住宅
 - (ア) 一戸建ての住宅 57 ,000円
 - (4) 共同住宅等 申請1件 につき127,000円を当該共同住宅等におい て申請をしようとする住 戸の合計数で除して得た 額(その額に100円未 満の端数があるときは、 これを切り捨てた額)
- ⑤ 長期優良住宅 長期優良住宅建 前号ア及びイに掲げる住宅の の普及の促進に 築等計画の変更 区分に応じ、それぞれ当該ア 関する法律第8 の認定申請手数 及びイに規定する額に2分の 条第1項の規定 料 による認定の申

請に対する審査

1を乗じて得た額(その額に 100円未満の端数があると きは、これを切り捨てた額)

- 長期優良住宅 譲受人を決定し 2,200円の普及の促進に た場合における関する法律第9 長期優良住宅建条第1項の規定 築等計画の変更による同法第8 の認定申請手数条第1項の変更 料の認定の申請に対する審査
- ② 長期優良住宅 認定計画実施者 2,200円 の普及の促進に の地位承継承認 関する法律第1 申請手数料 0条の規定によ る地位の承継の 承認の申請に対 する審査

第2条第2項中「前項第26号ア」を「前項第30号ア」に改め、同条第3項中「第1項第28号」を「第1項第32号」に改め、同項第4項中「第1項第39号」を「第1項第43号」に改める。

第3条第1項中「前条第1項第39号」を「前条第1項第43号」に改める。

第5条第4項及び第5項中「第2条第1項第26号」を「第2条第1項第30号」に、「第28号」を「第32号」に改め、同条第8項中「第2条第1項第40号から第71号まで」を「第2条第1項第44号から第75号まで」に改める。

附則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。ただし、第2条第1 項第14号及び第15号の改正規定は、公布の日から施行する。